女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-補-E-01-0100-5_改 1
提出年月日	2022 年 8 月 25 日

## 補足-100-5 技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書の

## 添付書類との紐付き表

本資料は、令和4年6月30日付け東北電原技第2号をもって申請した設計及び工事計 画変更認可申請について、技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関 連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と設計及び工事計画変更認 可申請書の添付書類との紐付き表」として整理したものである。

## 技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書<sup>※1</sup>の添付書類との紐付き表(DB)

				_								 				※1:令	和4年6月30日	日付け東北電原	技第:
技術3	連規則の要求条文	中請対象設備	適合性確認 の要否	8	技術	新基準規則の要求条文		-	-			各技術基準規则	について適合性を説明する。	和什書類 (DB)	-		-		
R4条	設計基準対象施設の地盤	×	$\rightarrow$ ×	今回の設計及び工	→ 第4条	設計基準対象施設の地盤	-												
第5条	他間による損傷の防止	×	$\rightarrow$ ×		→ 第5条	地震による損傷の防止	-												
Ř6条	単波による損傷の防止	×	→ ×	の適合性を確認する。	→ 第6条	津波による損傷の防止	-												i   L
展7条	▶部からの衝撃による損 第の防止	ł ×	→ ×		→ 第7条	外部からの衝撃による損 傷の防止	-												i   -
<b>第8条</b>	こち入りの防止	×	→ ×	- 4	→ 第8条	立ち入りの防止	-												i l
前9条	8電用原子炉施設への人 0不法な侵入等の防止	• ×	→ ×	設置許可における 約束事項を設計及	→ 第9条	発電用原子炉施設への人 の不法な侵入等の防止	-											<u> </u>	i l
Ķ10条	の不法な役入寺の防止	v	→ ×	び工事計画におけ	→ 第10条	の不法な優人等の防止								1			1		i l
11条	と現れ起い胡椒の防止	~		を説明する資料と	→ 第11条	大災による損傷の防止								1			1		i l
-	8常用原子炉旅設内にお	3		「発電用原子炉の 設置の許可との整 合性に関する説明		発電用原子炉施設内にお 対る湿水等による損傷の													i l
12条	ける溢水等による損傷の 5止	×	→ ×	書」にて説明する。	→ 第12条	10 III.	-												i l
13条	R全避難通路等	×	→ ×		→ 第13条	安全避難通路等	-												
14条	安全設備	×	→ ×		→ 第14条	安全設備	-												1
15条	設計基準対象施設の機能	t ×	→ ×		→ 第15条	設計基準対象施設の機能	-												
16条	と交流動力電源喪失対策 R備	ŧ ×	$\rightarrow$ ×		→ 第16条	全交流動力電源喪失対策 設備	-												
17条	材料及び構造	×	→ ×		→ 第17条	材料及び構造	-												i l
18条	を用中の亀裂等による破 長の防止	ξ ×	→ ×	1	→ 第18条	使用中の亀裂等による破 壊の防止	-		1					1	1		1		i l
19条	R体振動等による損傷防	<sup>5</sup> ×	→ ×	1	→ 第19条	減体振動等による損傷防 止	-												i l
20条	2全升等	×	→ ×		→ 第20条	正安全升等	-												1
20朱 21条	王川寺	×	→ ×	-	→ 第21条	耐压試験等	_												i l
21余 22条	2.視試験片	×	→ ×	-	→ 第22条	町圧に載い	_												
23条	FLOW .	×	→ ×		→ 第23条	新心等	_												i l
23米 24条	O-W 8遊蔽村	×			→ 第24条	新遊蔵材	_												i
54余 55条	-次冷却材	×	$\rightarrow$ ×		→ 第24束 → 第25条	一次冷却材	_												i
-	- (スポコキ村 8料取扱設備及び燃料貯		→ ×	-		一次市44村 燃料取扱設備及び燃料貯	-		1					1			1		i l
20)4	致強傷	r ×	→ ×	-	→ 第26条	藏設備	-												i
[27条	『子炉冷却材圧力パウン 『リ	×	→ ×		→ 第27条		-												
[28条	E子炉冷却材圧力パウン 『リの隔離装置等	×	$\rightarrow$ ×		→ 第28条	原子炉冷却材圧力バウン ダリの隔離装置等	-												i l
[29条	一次冷却材処理装置	×	→ ×		→ 第29条	一次冷却材処理装置	-												i l
(30条	き止め弁	×	→ ×		→ 第30条	逆止め弁	-												i l
31条	5気タービン	×	→ ×		→ 第31条	蒸気タービン	-												i l
32条	#常用炉心冷却設備	×	→ ×		→ 第32条	非常用炉心冷却設備	-												i l
33条	首環設備等	×	→ ×	1	→ 第33条	循環設備等	-		1					1			1		i l
34条	†御装置	×	→ ×	1	→ 第34条	計測装置	-		1					1	1				1
[35条	2全保護装置	×	→ ×	1	→ 第35条	安全保護装置	-												1
36条	支応度制御系統及び原子 同停止系統	- ×	→ ×	1	→ 第36条	反応度制御系統及び原子 炉停止系統	-							1					1
37条	"停止杀疯  御材駆動装置	×	→ ×		→ 第37条	如停止系統 制御材駆動装置													i l
			- î	1	- market	to a source of the	中央制御室の機能に関する 第回素 中央制御波条の原												
38条	[[子炉制御室等	0	→ O	-	→ 第38条	原子炉制御室等	中天時御玉の機能に因うる 説明書、中央制御玉外の原 子炉停止機能及び監視機能 並びに緊急時制御玉の機能 に関する説明書	今回の設計及び工事計	画変更認可申請の内容に関係す	「「中央制御座の機能に関す	る説明書」を添付			1	 				
_				41											 				i l
-	逐聚物处理設備等	×	→ ×		→ 第39条	廃棄物処理設備等	-												i l
10条	E業物貯蔵設備等	×	→ ×	-	→ 第40条	廃棄物貯蔵設備等 40.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.	-												1
1条	2射性物質による汚染の 5止	×	→ ×		→ 第41条	放射性物質による汚染の 防止	-												1
2条	E体逐氨等	×	→ ×		→ 第42条	生体遮蔽等	-												1
3条	與気設備	×	→ ×		→ 第43条	換気設備	-												
4条	王子炉格納施設	×	$\rightarrow$ ×		→ 第44条	原子炉格納施設	-												
15条	安電源設備	×	$\rightarrow$ ×		→ 第45条	保安電源設備	-												
6条	(急時対策所)	0	→ O		→ 第46条	聚急時対策所	緊急時対策所の設置場所を 明示した図面及び機能に開 する説明書	今回の設計及び工事計	画変更認可申請の内容に関係。	- る「緊急時対策所の機能に関	する説明書」を絶付 <sup>@:</sup>								
47条	<b>春秋装置</b> 等	×	→ ×	1	→ 第47条	警報装置等	-												
48%	8 用	×	→ ×		→ 2548%	進用	_												IJ
		<u>^</u>	1.1	<b>₽</b>	30.0000								の添付書類については					1	<u> </u>

※2:その他の添付書類については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はないため、今回の設計及び工事計画変更認可申請書には添付しない。

## 技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書<sup>※1</sup>の添付書類との紐付き表(SA)

		1 1	语合件確認				1										※1:令	和4年6月30日	付け東北電原	〔技第2号
	準規則の要求条文 (大事故等対処施設の	中請対象設備	の要否	今日の設計及び工	÷ mere	支衛基準規則の要求条文 重大事故等対処施設の地							各技術基準規則	について適合性を説明する	20付番項 (SA)		 1	1		
	を 1度による損傷の防止	×		事計画変更認可申 請 <sup>毎</sup> の対象設備に ついて、各条文へ	→ 第50章	<sup>N</sup> 盤 地震による損傷の防止														設計及び工事に 係る品質マネジ メントシステム
		~	×	の適合性を確認する。			_										 			に関する説明書
	は彼による損傷の防止	~	×			津波による損傷の防止	_										 			
	:災による損傷の防止	*	×	$\bigcirc$	→ 第52章	-	_										 			
	》定重大事故等对処施	x x	×	設置許可における 約束事項を設計及		新 特定重大事故等対処施設 新 重大事故等対処設備	_										 			
	(大事故等対処設備)	~	×	び工事計画におけ る約束事項として 担保していること		R 重大事故寺対処設備 長 材料及び構造	_										 			
	「用中の亀裂等による	k v	×	を説明する資料と して 「発電用原子炉の	→ #555	the PT also as the WEIWING IN 18 TH	_										 			
	の防止	~	×	設置の許可との整 合性に関する説明 書」にて説明する。		振の防止	_										 			
第57条 第58条 i		×				<ul> <li>5 安全弁等</li> <li>5 耐圧試験等</li> </ul>	_										 			
	条件止失敗時に発電		×			緊急停止失敗時に発電用	_										 			
	(子炉を未臨界にする)の設備		→ ×		→ 第59年	原子炉を未臨界にするための設備 原子炉冷却材圧カバウン	-										 			
第60条	(リ高圧時に発電用原 を冷却するための設 「子伝冷却材圧カバウ	子 × 篇	→ ×		→ 第60年	ダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備 原子炉冷却材圧カバウン	-										 			
第61条	リを減圧するための	R ×	→ ×		→ 第61 <i>年</i>	系 ダリを減圧するための設 備	-													
第62条	(子炉冷却材圧カバウ パリ低圧時に発電用原 ぎを冷却するための設	2 7 O	→ ○ →		→ 第62 <sup>章</sup>	原子炉冷却材圧力パウン ダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための設備	設備別記載事項のうち,容 量等の設定根拠に関する説 明書	機器等の配置を明示した図 面及び系統図	今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係する	5 「設備別記載事項の設定供用	lに関する説明書」及び「機器	の配置を明示した図面」を絶	付**				1		
第63条	と終ヒートシンクへ熟 経送するための設備	e 0	→ ○ →		→ 第63章	h 最終ヒートシンクへ熟を 輸送するための設備	設備別記載事項のうち,容 量等の設定根拠に関する説 明書	機器等の配置を明示した図 面及び系統図	今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係す	5 「設備別記載事項の設定模書	lに関する説明書」及び「機器	の配置を明示した図面」を添	(f) <sup>21</sup>				1		
第64条	〔子炉格納容器内の冷 ◎のための設備	a 0	→		→ 第64章	原子炉格納容器内の冷却 等のための設備	設備別記載事項のうち、容 量等の設定根拠に関する説 回来	機器等の配置を明示した図 面及び系統図	今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係す	る「設備別記載事項の設定根目	私に関する説明書」及び「機器	の配置を明示した図面」を添	<u>267</u> 82	<u> </u>	<u> </u>	 ł	1		
	(子炉格納容器の過圧) (を防止するための設)	it O	→ ○ →		→ 第65章	原子炉格納容器の過圧破 損を防止するための設備		機器等の配置を明示した図 面及び系統図	今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係す	る「設備別記載事項の設定根	Bに関する説明書」及び「機器	の配置を明示した図面」を訴	4 <del>47</del> 82	<u> </u>		<u> </u>			
	(その止) るための彼 (子炉格納容器下部の) (炉心を冷却するため				→ 第66章	原子炉格納容器下部の溶	設備別記載事項のうち、容	機器等の配置を明示した図 面及び系統図	今日の設計及び工業計画	変更認可申請の内容に関係す	人「設備別記載車項の設定時	して聞きたが回義に及びに「構築	の範疇を限示した関語」を派	167-01	Ļ	ł	Ļ	ł		
	と備 、素爆発による原子炉	5				設備 水素爆発による原子炉格	明書 設備別記載事項のうち,容	機器等の配置を明示した図									 			
	9容器の破損を防止す :めの設備 (素爆発による原子炉	B.	→		→ \$¥67\$	新容器の破損を防止する ための設備 水素爆発による原子炉建	重寺の就足快地に同うる就 明書	加及び水和国	今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係す	る「設備別記載事項の設定根	私に関する説明書」及び「機器	の配置を明示した図面」を練	244-82		1		1		
第68条	1等の損傷を防止する 2の設備		→ ×		→ 第68章	めの設備	<ul> <li>         設備別記載事項のうち,容     </li> </ul>	韓恩族の記事を用る」を招												
99/02/94	R用済燃料貯蔵槽の冷 いための設備	0	→ ○ →		→ 第69章	990120001段图	量等の設定模拠に関する説 明書		今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係す	る「設備別記載事項の設定根	Bに関する説明書」及び「機業	の配置を明示した図面」を絶	<u>244</u> 82	I	I	I	1		
第70条	に場等外への放射性物 2拡散を抑制するため 2個		→ ○ →		→ 第70年	工場等外への放射性物質 の拡散を抑制するための 設備	設備別記載事項のうち,容 量等の設定根拠に関する説 明書	機器等の配置を明示した図 面及び系統図	今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係す	る「設備別記載事項の設定根	私に関する説明書」及び「機能	の配置を明示した図面」を領	211-82			 			
第71条	(大事故等の収束に必 :なる水の供給設備	<del>ة</del> 0	→ ○ →		→ 第71年	査大事故等の収束に必要 となる水の供給設備	設備別記載事項のうち、容 量等の設定模拠に関する説 明書	機器等の配置を明示した図 面及び系統図	今回の設計及び工事計画	変更認可申請の内容に関係す	る「設備別記載事項の設定限	島に関する説明書」及び「機密	の配置を明示した図面」を添	<del>2(1<sup>30</sup>)</del>						
第72条 1	1.原設備	×	→ ×		→ 第72年	5. 電源設備	-								1		1			
第73条	·装設備	×	→ ×		→ 第73章	b. 計装設備	-								1		1			
第74条	転員が原子炉制御室 :どまるための設備	× <sup>2</sup>	→ ×		→ 第74章	運転員が原子炉制御室に とどまるための設備	-								1		1			
第75条	1視測定設備	×	→ ×		→ 第75年	5. 監視測定設備	-								1		1			
第76条	(急時対策所	×	→ ×		→ 第76年	系 緊急時対策所	-								1		1			
	相信連絡を行うために 「な設備	К ×	→ ×		→ 第77 <i>年</i>	<ul> <li>通信連絡を行うために必要な設備</li> </ul>	-													
第78条		×	→ ×	ļĻ	→ 第78弾	教 準用	-								1		1	1		J

※2:その他の添付書類については、令和3年12月23日付け原規提発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はないため、今回の設計及び工事計画変更認可申請書には添付しない。